

B 1 - 4

5年保存(常)
(令和8年12月31日まで)

FN. B1-9-0
鹿生企第69号
令和3年2月26日

各所属長 殿

本 部 長

担 当	企画、支援・指導係	TEL	■
-----	-----------	-----	---

生活安全部が取り扱う許可等事務の受付時間等について（通達）

生活安全部が取り扱う許可、認定、届出等に係る事務（以下「許可等事務」という。）の受付時間等については、業務の合理化・省力化を目的として下記のとおり運用するので、対応に誤りのないようにされたい。

記

1 運用開始日

令和3年4月1日

2 受付時間

許可等事務の受付時間は原則として別表に掲げる時間とする。

3 留意事項

申請者の待ち時間を解消するためにも事前予約を励行することとし、事前予約の連絡を受理した際は、別表記載の受付時間内の時間帯で相手と調整の上、受付時間を設定すること。

別表

生活安全部が取り扱う許可等事務の受付時間

業務名	受付時間	許可等事務窓口
風俗営業等許可等事務	<p>08:30～16:00</p> <p>(休日（鹿児島県の休日 を定める条例（平成元年 鹿児島県条例第37号）第 1条第1項に規定する休 日をいう。）を除く。)</p>	<p>警察署及び 幹部派出所</p>
銃砲刀剣類所持許可等事務		
火薬類許可等事務		
古物・質屋営業許可等事務		
警備業許可等事務		
探偵業届出等事務		
インターネット異性紹介事業 届出事務		